

# 第1回

## 機殿住民自治協議会設立総会

### 議案書

日 時 令和3年5月1日(土)

機殿住民自治協議会

## 議事

第1号議案 機殿住民自治協議会会則

第2号議案 令和3年度 事業計画

第3号議案 令和3年度 収支予算

第4号議案 令和3年度 役員の選任

### (参考資料)

基本理念	13
協議会組織図	14
トウモロ一部会・安全部会名簿	15
広報編集委員名簿	16
代議員名簿	17

皆様へのご報告

機殿まちづくり協議会  
会長 横井 富夫

### 住民協議会の廃止と共に新たな住民自治協議会の設立について

1. 住民協議会の廃止日：令和3年3月31日  
(機殿まちづくり協議会)
2. 住民自治協議会の設立日：令和3年5月1日（総会承認日）

#### <上記の経過>

平成21年6月に設立した当協議会は、平成28年松阪市住民協議会条例により市議会にて可決されました。そして、現在に至るまで住民自治のあり方について検討してきました。

この度、新たに施行された松阪市地域づくり組織条例に基づき住民自治協議会への移行が必要となりました。

上記理由により、今までの住民協議会（機殿まちづくり協議会）の廃止・解散と住民自治協議会（機殿住民自治協議会）の設立総会を分けて実施します。

# 第1号議案

## 機殿住民自治協議会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、機殿住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を活かして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進める目的とする。

#### (区域)

第3条 協議会の区域は、井口中町、中河原町、腹太町、六根町、保津町、魚見町、新開町、川島町、東久保町自治会の範囲（以下「機殿地区」という。）とする。

#### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市六根町885番地2 機殿地区市民センターに置く。

#### (事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、機関地区に居住する住民及び機関地区で活動する自治会をはじめとする各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

## 第2章 役員

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 10名以上20名以内
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局長 1名

(役員の決定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

- 2 理事の選出にあたっては、女性の登用を積極的に考慮する。
- 3 監事は、役員及び部会に属さない会員の1名と自治会長OBより選出された1名を充てる。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する
- (5) 理事は、協議会又は部会の円滑な事業運営に携わる
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する
- (7) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する

(役員の任期)

第11条 協議会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

#### (総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### (総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は40名以内とする。

3 各自治会から選出される代議員数は、10世帯あたり1名を基準とする。(端数は四捨五入する。) その他、機関地区に關係する各団体については、1名代議員として任命をする。また、各自治会からの推薦があり役員会にて承認された場合についても代議員として総会に諮り任命する。

#### (総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 役員の2分の1以上の者が必要と認めた場合

(3) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

#### (総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### (総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

#### (総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

#### (総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の

決するところによる。

(総会の書面議決)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。書面表決の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること
- (2) 会則の改廃の決定に関すること
- (3) 地域計画の策定に関すること
- (4) 役員の決定に関すること
- (5) その他必要と思われる事項に関すること

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は役員をもって構成する。

2 会長が必要と認めた場合は、役員以外の者の出席を求めることができる。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 部会

### (部会の構成)

第25条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は機関地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 地区の単位自治会長等で構成される自治会部会
- (2) 地区の公民館活動や地区住民の交流の場づくりに関わる公民館部会
- (3) 地区住民の健康・福祉に関わる福祉部会
- (4) 地区住民の環境美化や保全に関わるトヨモロ一部会
- (5) 地区住民の安心・安全に関わる安全部会
- (6) 地区の子どもの安心・安全に関わる学校部会
- (7) 会社部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の部会長及び副部会長を選出する。

### (部会の役割)

第26条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定における自治会が担う業務に関すること
- (4) その他部会運営等に関すること

## 第6章 会計及び監査

### (経費)

第27条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

### (会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計帳簿の整備)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

### (監査)

第30条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

## 第7章 その他

### (役員報酬等)

第31条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。

### (委任)

第32条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

## 附 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

### (権利等の継承)

2 機殿地区自治連合会及び機殿まちづくり協議会に係る一切の権利、財産は、機殿住民自治協議会が継承するものとする。

## 第2号議案

### 令和3年度 事業計画

協議会事業		
事 業 名	目 的	内 容
公民館まつり 参加事業	地域住民が楽しく集えて、世代間交流できる場所づくり	既存の団体と連携し、協議会としてこの事業に参加し、地域住民の連帯意識を高め、まちづくりを推進する
敬老記念品配布事業	多年にわたって社会に貢献してきた高齢者に対して敬老記念品を配布し、長寿を祝うとともに、機殿に暮らすことに喜びを感じられることを目的とする	機殿地区在住の75歳以上の高齢者に対し、敬老記念品を配布する 配布作業については、各自治会に委託する。記念品の配布は、慰問活動としての意味も併せ持ち、安否の確認や声かけにより、高齢者の見守り活動の一環とする
はたどりの祭り	機殿の特性を生かした「はたどりの祭り」を開催し、機殿地区の活性化を目的とする	祭りを通して、地域特産品のPR、食の楽しさの表現、地域の歴史・文化の発信を行う。
機殿苺大福の日と歴史ウォーキング	地元特産品のPRと健康づくりを兼ねたウォーキングの楽しさを知ってもらうと同時に地元の歴史・文化を学ぶ場と情報発信の場とする	「機殿苺大福の日と歴史ウォーキング」という日を設定し、地元特産品のPRと地域住民の健康と親睦をより良くする機会とする。ウォーキングについてコース内に機殿の歴史・文化を取り入れる。
ごみゼロ運動事業	美化運動で住みよい環境づくり、ごみの不法投棄防止推進を目的とする	櫛田川右岸堤防(井口中～東久保)のゴミ収集活動を行う。
運営委託事業		
事 業 名	目 的	内 容
納涼まつり事業	しょんがい音頭の保存と地域の交流の場とする	踊りを通じて地域の世代間交流の輪を広め、まちづくりを推進する。部会による焼きそば等の販売により、地域住民との交流を深める。
体育祭事業	地域の連帯意識の高揚とまちづくりの推進を図る	小学校運動会と同時開催し、様々なプログラムを通じて地域住民と小学生との交流の場とする。

## トウモロ一部会

事業名	目的	内容
秋冬野菜 収穫体験事業	秋冬野菜の収穫体験を通じて、その楽しさ、おもしろさ、苦しさを感じ農業を今一度見直して頂く	じゃがいもの植え付けから収穫までの作業体験。そして参加して頂く皆様にコミュニケーションの場を提供する。
健康づくり・ 福祉の推進事業	地域住民の健康増進を推進する	健康講座を開催し、住民の健康管理の意識を高める。地区別座談会を開催し、地域の連携を勧めるとともに、その時折のテーマに沿った意見の討論をする。80歳以上の人一人暮らしの方に、花を贈呈する。
小学校、お米作り 体験学習事業	自然とのふれあいと、児童の健全育成	4月～11月、種まき作業から収穫までを、小学5年生の児童と共に、米作りの体験を通して、自然とのふれあい・共同作業の楽しさ・助け合い等を児童に実感してもらう。「はたどり祭り」会場で、体験発表をしてもらう

## 安全部会

事業名	目的	内容
防災訓練事業	地域住民を対象とし、防災意識を高め、災害発生時に適切かつ安全な行動が取れる訓練の実施	避難訓練 災害ビデオ鑑賞 災害時の模擬体験…消防署へ協力依頼(AED体験・応急処置等)の実施 炊き出し訓練
防犯灯設置助成事業	夜間における地区住民の通行の安全を確保するため、器具の交換・LED防犯灯の新設等に要する費用を助成する	防犯灯の新設・LED器具の取換えに要する費用を助成する
研修・講演事業	地域住民に対し、防災時に関する意思啓発の向上に努める	自主防災隊のリーダーとしての心構え、避難所開設に必要なことを部会委員が研修を受け、また全地域住民対象で講演を受ける
東部管内防災 ネットワーク事業	東部管内防災ネットワーク会議へ参加	東部中学校区内の各住民協議会と連携し、地震等の災害対策に取り組む

会議等の開催、他の団体との連携		
事業名	目的	内容
通常総会	機関住民自治協議会の運営について 年1回開催	重要事項等について審議、決定する
役員会等	役員会を随時開催	必要に応じて各会議で事業運営について協議する
正副部会長会議	2部会の正副部会長と五役で構成し、会議を開催する	各部会の情報交換及び協議会事業の円滑な運営を図るため、各部会が連携して事業を推進する
組織変更・規約改正等検討委員会	機関住民自治協議会の組織、規約等の検討	行政等の協力を得て検討委員会を開催し、まちづくりを推進する。
各部会・委員会	各部会・委員会事業を実施するために会議を開催	事業計画に沿って事業を推進するために必要に応じて会議を開催し協議する
機関地区既存の団体	既存団体と連携	既存の団体と交流し、まちづくりを推進する
他地区住民自治協議会	他地区住民自治協議会との交流	役員との情報交換、事務局長会議等へ参加し、連携をとりながらまちづくりを推進する
広報編集委員会		
事業名	目的	内容
広報の発行事業	機関住民自治協議会の運営状況等について、地域住民に周知する	機関住民自治協議会事業の取組みなどについて広報を発行する

## 第3号議案

## 令和3年度 収支予算

協議会名

機殿住民自治協議会

## 収入

科 目	予算額	収入内 容 (名称・相手方・金額など)
住民自治協議会活動交付金	1,583,000	住民自治協議会活動交付金
助成金	380,000	地域防災活動推進助成金 30,000円 松阪市社会福祉協議会(上半期)助成金 50,000円 機殿自治連合会助成金 300,000円
雑 収 入	60,000	資源ごみ回収分配金 60,000円・納涼まつり売上金0円 公民館まつり売上金 0円
計	2,023,000	
機殿まちづくり協議会解散時よりの繰越金	907,985	
収入合計	2,930,985	

## 支 出

(大分類) 部会名等	予算額	事業番号	(小分類) 事 業 名	
協議会事業	45,000	0	1-1	公民館まつり参加事業
	200,000	185,000	1-2	敬老者記念品配布事業(高)
	300,000		1-3	はたどりの祭り
	100,000	0	1-4	機殿苅大福の日と歴史ウォーキング
	35,000	0	1-5	ごみゼロ運動事業
(小計)	680,000	185,000		
運営委託事業	130,000	130,000	2-1	納涼まつり事業
	30,000	0	2-2	体育祭事業(公民館委託)
(小計)	160,000	130,000		
トウモロコシ部会	205,000	100,000	3-1	秋冬野菜収穫体験事業
	60,000	10,000	3-2	健康づくり・福祉の推進事業(高)
	30,000	0	3-3	小学校、お米作り体験学習事業
(小計)	295,000	110,000		
安全部会	170,000	33,000	4-1	防災訓練事業
	220,000	210,000	4-2	防犯灯設置助成事業
	40,000	0	4-3	研修事業
	0	0	4-4	東部管内防災ネットワーク事業
	(小計)	430,000	243,000	
広報編集委員会	50,000	0	5	広報の発行事業
(小計)	50,000	0		

# 令和3年度 収支予算

協議会名

機殿住民自治協議会

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協 議会活動交付 金額	事業番号	(小分類) 事業名
管理費	130,000	0	6	会議費
	5,000	0		通信運搬費
	35,000	0		旅費交通費
	10,000	0		雜費
	20,000	0		福利厚生費
(小計)	200,000	0		
事務局費	720,000	720,000	7	事務局人件費
	50,000	20,000		消耗品費
	100,000	90,000		コピー機リース料
	40,000	25,000		コピー機使用料
	5,000	0		保険料(労災)
	5,000	0		雜費
	60,000	60,000		役員報酬
(小計)	980,000	915,000		
合計	2,795,000	1,583,000		
予備費	135,985	0		
(小計)	135,985	0		
支出合計	2,930,985	1,583,000		

第4号議案

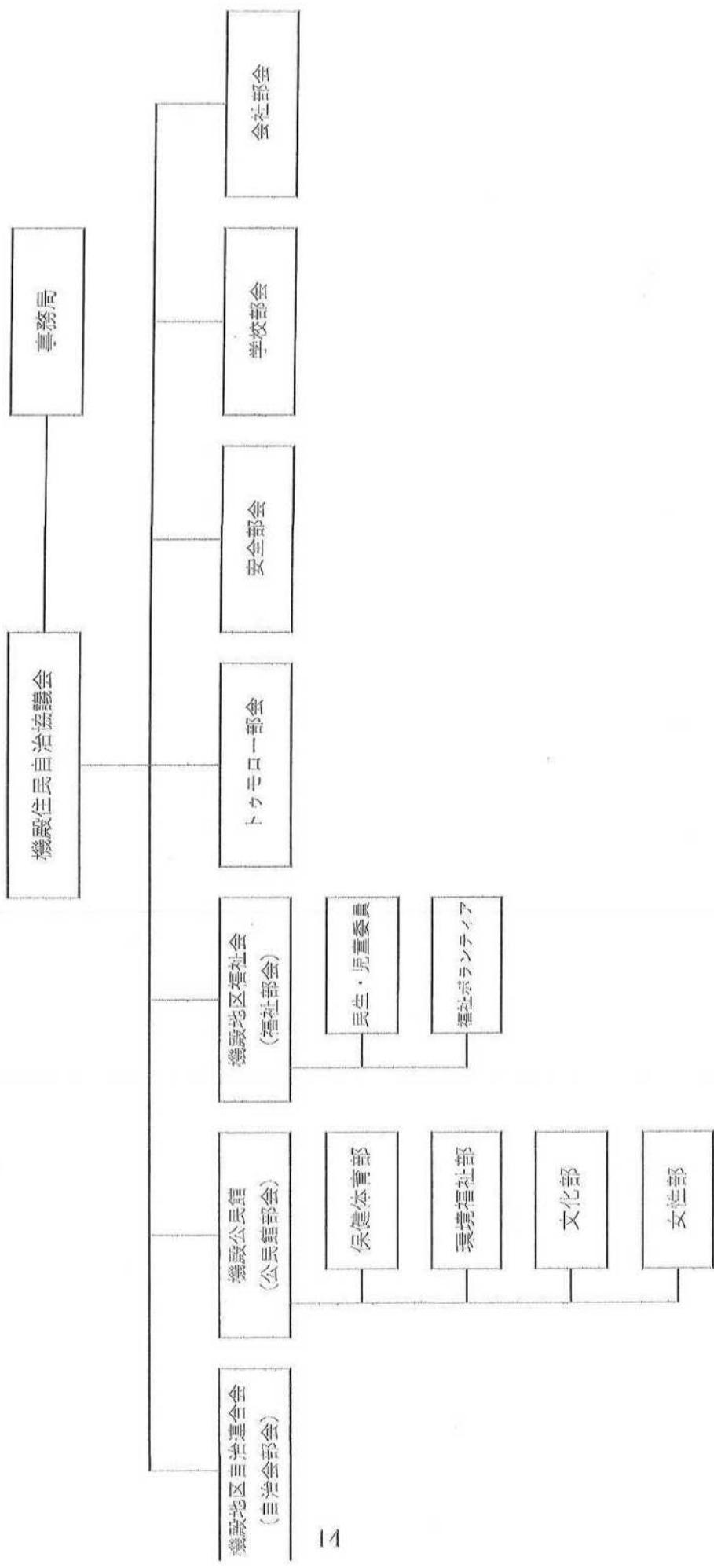
令和3年度 役員の選任

		役職	氏名	地区	備考
1	理事		桐田 雅行	井口町	自治会長
2			竹内 茂夫	中河原町	自治会長
3			池田 敏宏	腹太町	自治会長
4		副会長	中島 秀雄	六根町	自治会長
5			木戸 豊志	保津町	自治会長
6		会計	中川 直樹	魚見町	自治会長
7		書記	三宅 利明	新開町	自治会長
8		会長	横井 富夫	川島町	自治会長
9			浦田 節	東久保町	自治会長
10			池田 房雄	井口町	安全部会長
11			中川 一郎	魚見町	トウモロ一部会長
12		副会長	中川 慶次郎	魚見町	公民館館長
13			奥田 史郎	保津町	事務局長
14	監事	三宅 良久	腹太町	自治会長OB	
15	監事	高山 智	魚見町	会員	

## 機殿住民自治協議会 基本理念

櫛田川の右岸に広がる、緑と水に恵まれた旧園地帯に、古代から  
の歴史が息づく、わたしたちのふるさと機殿。

「機殿住民自治協議会」は、ここに生まれ、育ち、暮す一人ひと  
りの協働により、この美しい自然環境と歴史を未来に伝えていくと  
ともに、誰もが健やかに、安心して暮していくことのできる「人が  
優しいまち 人にも優しいまち 機殿」をめざしてまいります。



## 令和3年度機殿住民自治協議会部員名簿

### トウモロ一部会

NO	役職	名 前	地 区	所 属	備 考
1		中谷 洋一	井口町		
2		桐田 雅行	井口町	自治会長	
3	副部会長	西村 つぎ子	井口町		
4		澤 和弘	中河原町		
5	広報	澤 卓哉	中河原町		
6	小学校お米作り体験	関岡 春巳	中河原町		
7		関岡 和正	中河原町		
8	書記	中西 晋也	六根町		
9		中島 秀雄	六根町	連合自治会長・協議会副会長	
10	秋冬野菜収穫リーダー	井阪 豊	保津町		
11		北出 優	保津町		
12	部会長・米作りリーダー	中川 一郎	魚見町		
13	小学校お米作り体験	中川 留美	魚見町		
14	健康・福祉推進リーダー	中川 徳樹	魚見町		
15	広報	安部 信行	新開町		
16		三宅 幸生	新開町		
17		中川 慶次郎	魚見町	公民館館長・協議会副会長	
		濱林 九代次	東久保町	イベントのみ参加	
		永田 ひろみ	中河原町	イベントのみ参加	
		中川 辰巳	魚見町	イベントのみ参加	

### 安全部会

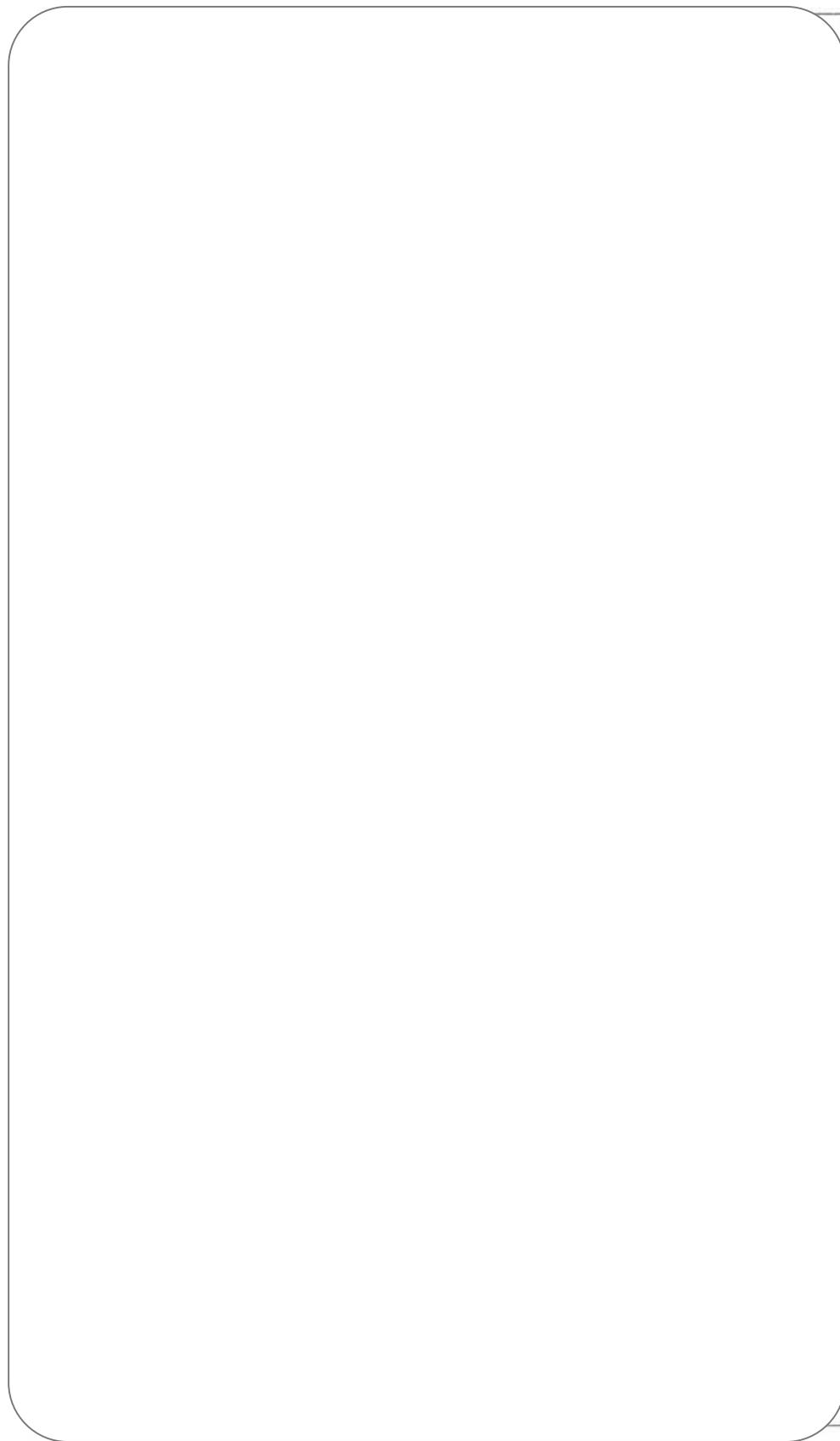
NO	役 職	氏 名	地 区	備 考
1	広報	西川 幸二	井口町	防災隊長
2	部会長	池田 房雄	井口町	防災副隊長
3	副部会長	永田 洋一	中河原町	防災隊長
4		永田 敏弘	中河原町	防災副隊長
5		池田 敏宏	腹太町	防災隊長
6		西川 芳純	腹太町	防災副隊長
7	防災訓練・研修講演リーダー	福本 一広	六根町	防災隊長
8		園 良治	六根町	防災副隊長
9	広報	小倉 己年生	保津町	防災隊長
10		木戸 豊志	保津町	防災副隊長
11		中川 直樹	魚見町	防災隊長
12	書記	津谷 章雄	魚見町	防災副隊長
13		三宅 利明	新開町	防災隊長
14		安部 功	新開町	防災副隊長
15		横井 永年	川島町	防災隊長
16		浦田 節	東久保町	防災隊長
17	副部会長	溝田 晴邦	東久保町	防災副隊長
18		北野 敬一	魚見町	機殿分団長

\*防犯灯リーダーは、事務局・自治会長

広報編集委員会

役職	氏名	備考
	安部 信行	トウモロ一部会
	澤 卓哉	〃
	西川 幸二	安全部会
	小倉 己年生	〃
	計 4名	

令和3年度 代議員名簿



機廠住民自治協議会基本理念

人が優しいまち

人にも優しいまち 機廠

機廠住民自治協議会

〒515-0127 松阪市六根町885-2  
(機廠地区市民センター内)